

平成23年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成23年5月24日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時10分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 佐々木 武志

委員 中條 克之

委員 中村 立子

委員 小泉 秀夫

委員 中本 賢

教育長 金井 則夫

【出席職員】

総務部長 平野

総務部担当部長 鈴木

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 渡邊

生涯学習部長 野本

庶務課長 小椋

企画課長 広瀬

庶務課担当課長 五十嵐

勤労課長 高島

総合教育センター総務室長 天野

市民・子ども局市民スポーツ室担当課長 峰

生涯学習推進課長 池谷

教育環境整備推進室担当課長 丹野

担当係長 末木

書記 荻野

【署名人】

委員 小泉 秀夫

委員 中村 立子

1 開会宣言

【佐々木委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【佐々木委員長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【佐々木委員長】

4月臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

【各委員】

<了承>

4 傍聴（傍聴者 1名）

【佐々木委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【佐々木委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第6号 川崎市総合教育センター運営委員会委員の委嘱等について
議案第7号 川崎市スポーツ振興審議会委員の委嘱等に係る意見聴取について
議案第8号 川崎市立図書館協議会委員の任命等について
議案第9号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員の委嘱等について

は、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

議案第10号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

は、議会への報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

6 署名人

【佐々木委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、小泉委員と中村委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No.1 公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てに関する答申について

庶務課担当課長・勤労課長が説明した。

【小泉委員】

こちらを見ますと、角型の印鑑と丸型の印鑑があり、角型は法務省等へ届出があり契約がなされており、丸型は銀行印として届出がされているので、その部分を開示する事により悪用される恐れがある、財団の事業運営上支障をきたす恐れがあると言うことですね。

これをもとに事務局が文書を作成するということですね。

【勤労課長】

決定書案を作って次回以降の会議で了承を得られれば、本人あてに送付いたします。

【中村委員】

異議申し立てしている方は、なぜ、印影の非開示が納得できないのでしょうか。真正なものだとするために開示が必要だと言っているようですが。銀行印などではないと思われているようですが、申立人は印鑑を見たのですか。

【勤労課長】

丸型は正式に銀行印として届出がされているものなので、万が一偽造されると財団は大変な不利益を被ることになります。

【中村委員】

申立人は印鑑が銀行印ではないと言っていますが、申立人がそう思っているということなんですね。

【勤労課長】

そう思われているようですが、実際、銀行印として使っているものです。

【中條委員】

この公開請求の対象になった印の押されている書類はなんですか。

【勤労課長】

別紙に記載のとおり、補助金の申請等に使われたものが対象になった文書です。

【佐々木委員長】

他に何かございませんか。なければ承認と言うことでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

< 以下、非公開 >

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長・庶務課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、報告事項No. 2は全員に承認された。

9 議事事項Ⅰ

議案第6号 川崎市総合教育センター運営委員会委員の委嘱等について

総合教育センター総務室長が説明した

委員長が会議に諮った結果、議案事項第1号は原案のとおり可決された。

議案第7号 川崎市スポーツ振興審議会委員の委嘱等に係る意見聴取について

市民・子ども局市民スポーツ室担当課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案事項第1号は原案のとおり可決された。

議案第8号 川崎市立図書館協議会委員の任命等について

生涯学習推進課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案事項第1号は原案のとおり可決された。

議案第9号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員の委嘱等について

生涯学習推進課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案事項第1号は原案のとおり可決された。

議案第10号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

教育環境整備推進室担当課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案事項第1号は原案のとおり可決された。

12 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。